

専門家派遣事業の対象となる中小企業者等

1 中小企業者

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条において規定される中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）を除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を含めている法人

2 組合等

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定されている中小企業団体
- (2) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定されている法人
- (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であるもの
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 共同出資会社（商法の規定に基づく合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社法の規定に基づく有限会社で、3 名以上の中小企業者が出資する中小企業者であって、その総出資額の 3 分の 2 以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするもの）
- (6) 任意グループ（構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を行うもの）
- (7) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に規定されている団体